

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

- ・道営草地整備事業
事業実施主体：北海道
採択要件：受益面積500ha以上 等
- ・公共牧場整備事業
事業実施主体：都道府県
採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

- 事業実施主体：都道府県、事業指定法人
- ・飼料基盤集積整備事業
採択要件：受益面積200ha以上 等
- ・再編整備事業
採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

- 事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会
- 採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者 2 者以上 等

地域計画の策定を要件化 (①～③の事業共通、令和7年度申請分以降)

③の事業で申請書を簡素化

※ 下線部は拡充

2. 主な工種

暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等

飼料生産の基盤整備



補助率：50% 等

【お問い合わせ先】 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化等**の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、**農業者の自力施工**を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構**とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備**を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

・基盤整備
暗渠排水、土層改良、区画改良、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

・調査調整
権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

・指導
指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等

・補助率：50%等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、
農業協同組合、農地中間管理機構等

②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

主な事業種類	条件	助成単価※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	25万円/10a (42万円/10a)	() は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (22万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万5千円/100m	
暗渠排水	バックホウ	19万円/10a	助成単価の加算 ○ 地下かんがい導入 + 3万円/10a ○ 実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	12万円/10a	
	掘削同時埋設	10万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	20万5千円/100m	
末端 畑かん施設		18万5千円/10a (29万円/10a)	() は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	26万円/10a	
除礫	深度30cm以上	23万5千円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないことから、機構が借り入れている農地等で、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備**を支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設等
省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】※ 下線部は拡充内容 ※ 地域計画の策定を要件化(令和7年度申請分以降)

＜共通＞

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

＜一般型＞

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等
※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,600円/60kg以下 又は 麦・大豆等へ3割転換 等

＜省力化整備型＞

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

＜事業の流れ＞



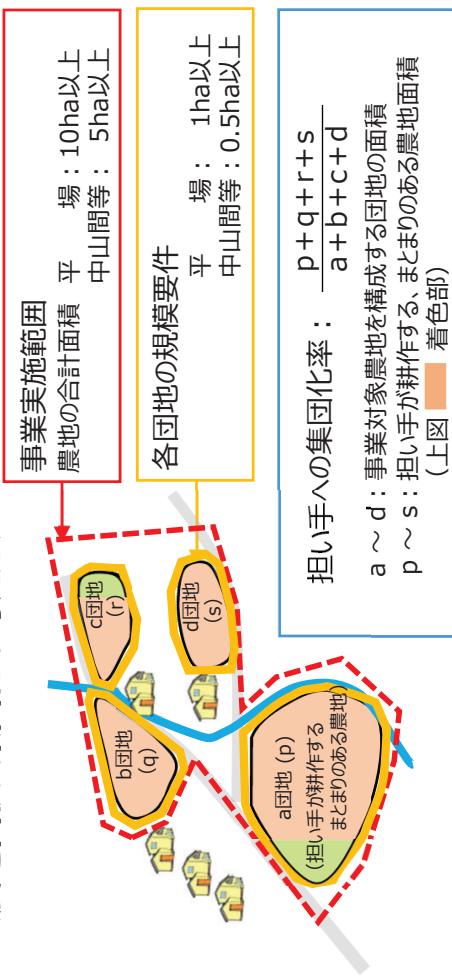
※農地整備事業の場合

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）



＜農地面積・集団化の考え方＞



<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を削減する地区の割合（10割【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3 流域治水対策の推進**
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ② 田んぼダムに取り組み地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
 - ③ 流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設を整備します。
- 4 脱炭素化の推進**
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】 省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付
- 5 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立**
 - ① 担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ② 作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③ 転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。

【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費を交付

6 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備

ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。

7 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等

水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

<事業の流れ>1/2、定額等

【実施要件】 受益面積200ha以上 等

※ 5 ①において地域計画の策定を要件化

(令和7年度申請分以降)

※ 下線部は拡充内容

